

建設国保 函館NEWS

令和1年7月号

令和1年7月吉日

発行所
建設連合・函館地方建設組合
〒040-0032
函館市新川町 21 番 5 号
TEL0138-26-3861 FAX0138-23-5411

目次

- 1 新元号と保険証等の有効期限について
- 2 一人親方労災保険の2期分請求のご案内 & 一人親方労災について
- 3 社会保険未加入問題について
- 4 当国保組合の医療費の動きと増加について
- 5 今年度最後の「集団健診」日程のお知らせ
- 6 高額療養費(限度額適用認定書)について
- 7 建設連合・函館地方建設組合のホームページのお知らせ
- 8 臨時休業 & 夏期休業の知らせ
- 9 保険料納付期日

新元号と保険証等の有効期限について

保険証等の有効期限が「平成」であっても、そのまま使用できます。なお、「令和」が記載された証との交換はいたしませんのでご注意ください。

例:平成31年 ⇒ 令和1年 平成32年 ⇒ 令和2年



現在使用中の保険証等は引き続き大切に扱ってください
記載事項に変更が生じた場合はすみやかに届出してください

令和になっても
平成の保険証は
安心して使えます

この冊子の
内容



一人親方労災2期分請求のご案内 & 一人親方労災について

第2期一人親方労災保険の納期は9月20日(金曜日)となります。
請求書は7月中の発送を予定しておりますので、よろしくお願い致します。



★一人親方労災についての注意事項

従業員を雇ったり、会社勤めになった場合は一人親方ではなくなりますので、速やかに脱退の手続きをお願いします。労災保険は、さかのぼって脱退することができません。



★一人親方労災の支給対象

①請負契約に直接必要な行為を行う場合 ②請負工事現場における作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合 ③請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自宅内作業場において行う場合 ④請負工事に関する機械や製品を搬送する作業(手工業類程度のものを携行して通勤する場合を除く)及びこれに直接付帯する行為を行う場合 ⑤突発事故(台風・火災等)により予定外に緊急の出勤を行う場合

当国保組合の医療費の動きと増加について

当国保組合医療費の「被保険者一人当たり額」は、例年と比べて増加傾向にあります。下の表は平成31年2月の組合員及び家族一人当たりの医療費です。

医療費動向(被保険者一人当たり額の推移)

(平成31年2月現在) (単位:円)

被保険者一人当たり額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	1ヶ月平均
平成30年度	11,751	11,865	11,864	11,993	12,125	11,642	12,704	11,999	12,252	12,089	11,367	—	131,651	11,968
平成29年度	11,526	11,775	12,397	11,721	11,666	11,573	11,899	11,461	11,988	12,073	11,465	12,830	142,374	11,864
平成28年度	11,434	11,073	11,768	11,550	11,182	11,442	11,212	11,227	11,686	11,088	11,182	12,307	137,170	11,431
平成27年度	10,858	10,513	11,535	11,451	10,620	10,592	11,925	11,312	11,827	10,971	12,090	12,776	136,470	11,373

平成31年2月の一人当たり医療費は、前年同月に比べて98円減少しました。

現在、当組合では特定健診を実施しています。積極的に受けていただき、病気の早期発見・治療を心がけましょう。

厚生労働省は、「少子高齢化が一段と進み、医療技術の高度化に加え、高額な医薬品の使用が増えたことが医療費を押し上げている。」と述べています。

当国保組合の被保険者一人当たりの医療費の比較

年度	1ヶ月平均	前年度比
平成30年度	11,968円	+104円
平成29年度	11,864円	+433円
平成28年度	11,431円	+58円

※ここでいう被保険者一人当たりの医療費とは、総医療費から一部負担金を除いた当国保組合の負担額を示します。

ジェネリック医薬品への切り替え、医療機関のはしご受診などをやめ、医療費の削減・無駄遣いを無くすようご協力をお願いいたします。



今年度最後の『集団健診』日程のお知らせ

平成31年度最後の「集団健診」を令和元年10月6日(日)に行います。

当国保組合などの医療保険者は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防と改善を目的として、40歳から74歳の被保険者を対象に「特定保健健診、特定保健指導」を実施することが国から義務付けられています。

特定健診は、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の発症のリスクを発見することができます。毎年定期的に健診を受けて結果の変化を確認し、ご自身の健康状態を把握することで、日頃から生活習慣病を予防することを心がけましょう。



当組合が主催する特定健診は、国が定める特定健診の項目よりも充実した内容になっています!!

「集団健診」申込書は、8月上旬に発送を予定しております。今年度最後となっておりますので、ぜひこの機会に受診してくださいませようお願い致します。

※支部主催の集団健診に参加できない場合は、受診券方式もご利用できます。対象者には年内に受診券を郵送させていただきます。

何かご不明な点があればお問い合わせ下さい。



健診は一日、健康は一生。

「まだ大丈夫」の「まだ」っていつまでですか?!

高額療養費制度（限度額適用認定証）について

入院等で医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証の手続きをしてください。

★限度額適用認定証とは

医療費のうち自己負担額を超えた分の支払いの**免除**を受けるための認定証です。
(保険証とともに医療機関や調剤薬局の窓口へ提出します。)

●申請手続き

- ①国民健康保険限度額適用認定申請書
- ②所得のわかる書類（市町村発行の所得課税証明書など。当国保組合に加入している方全員分）
- ③マイナンバー(対象者・組合員分)
- ④印鑑

※所得課税証明書は年度を間違わないように注意してください!!

～7月31日まで・・・H30年度(29年中の所得)

8月1日～・・・H31年度(30年中の所得)

※月の1日から末日までを1ヶ月とします・

※同じ医療機関でも「入院」と「外来」は別になります。

詳しくは窓口までお問い合わせ下さい。



建設連合・函館地方建設組合のホームページのお知らせ

建設国保のホームページができました。

集団健診日や保養施設の案内、保険証の変更申請等の確認にぜひご利用ください。

ホームページアドレスは

<http://hakodate-kensetu.jp/>

スマホ版 QR コード



臨時休業 & 夏季休業のお知らせ

当支部では、「働き方改革関連法」施行に伴い有給休暇を確実に取得するため、下記の期日を休業とさせていただきます。休日中は何かとご迷惑をお掛け致しますが、あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

臨時休業日 令和元年7月8日(月曜日) 7月9日(火曜日)より通常営業

夏季休業日 令和元年8月10日(土曜日)～8月18日(日曜日)まで

8月19日(月曜日)より通常営業



国保保険料(組合費含)は毎月10日が納期です。

毎月10日までに納入することになっています。(例8月分は7/10まで)

納入が確認できないときは保険給付や保健事業の補助が受けられない場合があります